

○琉球大学各学部共通細則

（1972年2月15日
制 定）

（登録）

第1条 学生は、毎学期始めの定められた期間内に、履修しようとする授業科目について登録を行わなければならない。

2 前項の「登録」とは、次に掲げる履修手続をいう。

(1) 履修しようとする授業科目の担当教員へ履修申請し、承認を得ること。

(2) 履修しようとする授業科目について、指導教員の指導を受け、承認を得ること。

3 登録の期間等については、琉球大学学年暦及び授業時間配当表により公示する。

第2条 受講人員は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

第3条 受講人員が著しく少ない授業科目は、開講しないことがある。

（登録調整期間）

第4条 各学期の授業開始の日から2週間を、登録調整期間とする。なお、学期の後半から授業を提供する授業科目についてもこの登録調整期間を適用する。

2 履修申請し科目担当教員の承認を得た授業科目については、登録調整期間内に限り、科目担当教員の承認を得て、その変更を行うことができる。

（登録の完了）

第5条 授業科目の登録は、履修登録確認表を、1・2年次学生は学生部教務課へ、3年次以上（医学部医学科については2年次以上）は各学部事務室へ提出することによって完了する。

2 学生は、登録調整期間内に、授業科目の登録を完了しなければならない。

3 登録調整期間内に授業科目の登録を完了しなかった場合は、登録がなかったものとして取扱う。

（履修中止）

第5条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、授業科目の履修登録を完了した場合であっても、学生は指導教員の承認を得て、履修中の授業科目の履修を中止することができる。

2 履修中止が承認された授業科目の単位の授与は行わない。

3 履修中止に関し必要な事項は、別に定める。

（臨時開講科目の登録）

第6条 登録調整期間終了後、臨時に開講される授業科目の登録については、グローバル教育支援機構長又は各学部長の定めるところにより行う。

(1 個学期に登録できる単位数)

第 7 条 1 個学期 (学期の前半及び後半を含む。) に登録できる単位数の上限は、20 単位とする。この場合、集中講義の科目は含まないものとする。

2 各学部において、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 教職・各種資格取得希望者等については、指導教員の指導・承認を得て、上限超過を認める。

(1 学年に修得すべき単位等)

第 8 条 学生は、卒業に要する最終学年を除き、1 学年に最低16単位以上修得しなければならない。ただし、医学部医学科にあつては、第 1 年次にのみ適用する。

(授業科目の再登録)

第 9 条 既に履修し単位を修得した授業科目は、再度登録することはできない。ただし、F 又は不可と認定された授業科目については、再度登録することができる。

(欠席)

第 10 条 学生は、登録した授業科目の授業にやむを得ず欠席する場合は、欠席届を科目担当教員に提出しなければならない。

2 病気により 1 週間以上欠席する場合は、欠席届に医師の診断書を添付し、当該学部長へ提出するものとする。

(試験)

第 11 条 期末試験は、学期末に一定の期間を定めて行う。試験科目及び日時は、試験の始まる 1 週間前に公示する。

2 前項の規定にかかわらず授業科目によっては、随時に試験を行うことがある。

(追試験)

第 12 条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気、忌引及び公の証明書のある事故その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第 13 条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。ただし、当該学期に登録した授業科目の中で教授会又はグローバル教育支援機構会議が認めた授業科目については、再試験を行うことがある。

2 再試験の期日は、科目担当教員が指定する。

(単位の授与及び授業科目の履修の認定)

第 14 条 授業科目の登録を完了し、かつ当該科目を履修した者については、試験その他の成績、学習状況及び出席状況により科目担当教員がその成績を判定し合格した者には、所定の単位を与える。ただし、医学部医学科の専門教育科目については、授業科目の履

修の認定を行う。

- 2 授業科目の授業総時数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。
この場合において、医学部医学科の専門教育科目については、授業科目の履修の認定は行わない。

(成績評価の基準)

第15条 琉球大学学則第22条に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)
合格	A	90点以上
	B	80点以上90点未満
	C	70点以上80点未満
	D	60点以上70点未満
不合格	F	60点未満

(成績評価の不服申立)

第15条の2 学生は、該当学期の成績評価に疑問がある場合、不服を申し立てることができる。

- 2 成績評価の不服申立に関し必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第15条の3 学生の成績評価の総合点として、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を導入する。

- 2 GPA制度に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 第9条に基づき再度登録した授業科目について単位が授与された場合は、改めて評価する。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、1972年4月1日から施行する。
- 2 学部通則(1963年制定)は、廃止する。

附 則(昭和56年2月27日)

この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日)

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月28日)

この細則は、平成17年6月28日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の15条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の成績の評価の基準は、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月28日）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月16日）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。